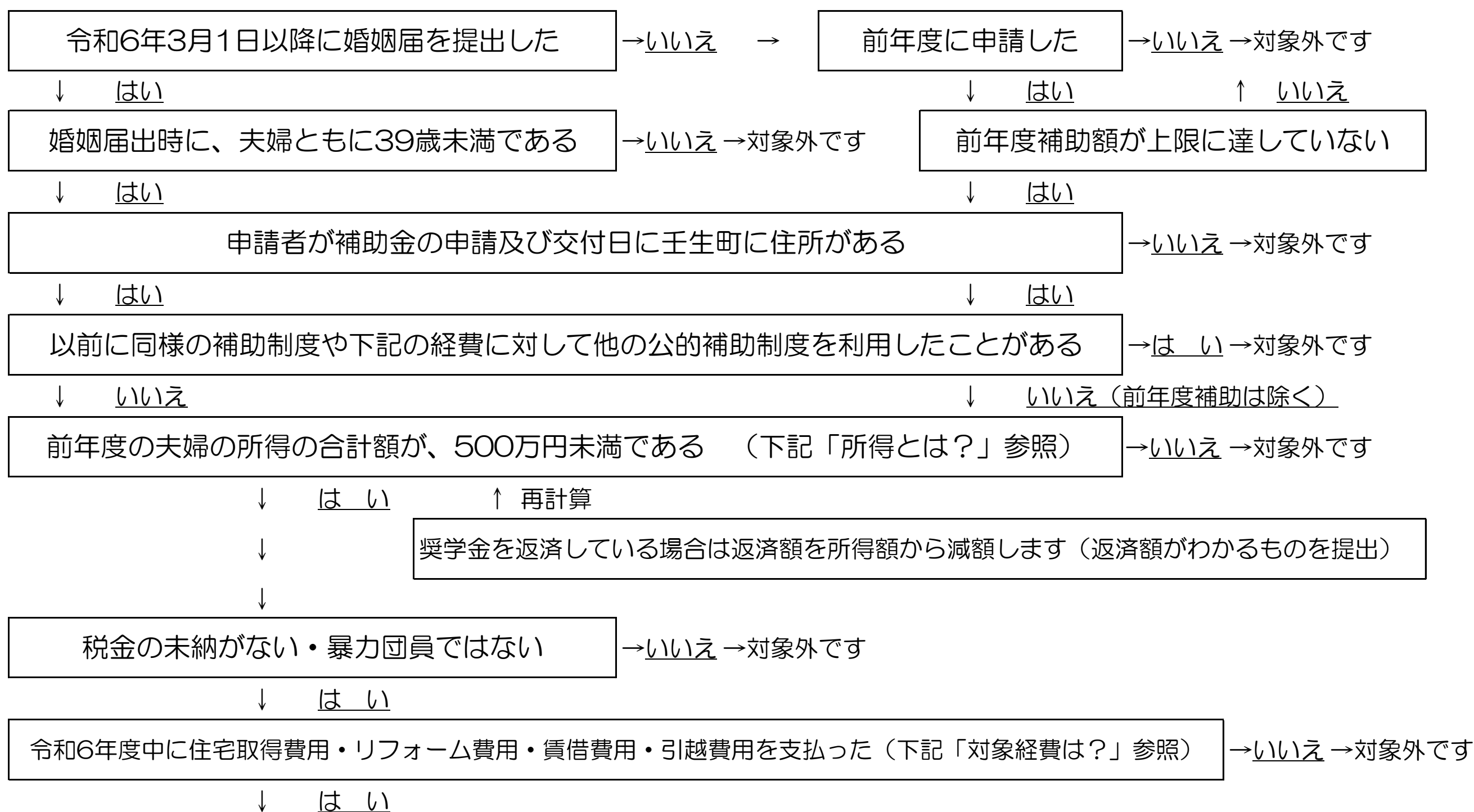


申請書提出期限：令和7年3月21日（金）



申請してください

夫婦の年齢が30歳～39歳の場合：最大30万円補助 ・ 夫婦の年齢が29歳以下の場合：最大60万円補助
 継続世帯：前年度補助限度額－前年度補助額＝差額分

※補助金の交付申請が予算額に達した時点で申請受付を終了いたしますので、ご了承ください。

【所得とは？】 個人に複数の所得がある場合は合算されます。

- ・自営業者の場合 1年間の売上金額－必要経費＝【所得額】
- ・給与所得者の場合 1年間の給与等の収入額－給与所得控除額＝【所得額】

給与等の収入金額 (源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額	【例：1】
1,625,000円まで	550,000円	給与等の収入金額 6,770,000円 給与所得控除額 1,777,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%－100,000円	所得額 4,993,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%＋80,000円	【例：2】
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%＋440,000円	給与等の収入金額 3,500,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,100,000円	給与所得控除額 1,130,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）	所得額 2,370,000円

【対象経費は？】 下記の対象経費で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、ご夫婦が支払った額

	対 象 経 費	対 象 外
住宅費用（購入・新築の場合） ※夫婦の双方又は一方の名義のものに限る	住宅の購入費 工事請負費（建物のみ）	土地の購入費、住宅ローン手数料等
住宅費用（リフォームの場合）	住宅の安全性、居住性、機能性の維持又は向上のために実施した工事費用	倉庫・車庫・門・フェンス・植栽の外構工事、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置費用
住宅費用（賃借の場合） ※夫婦の双方又は一方の名義で契約したものに限り	賃料（6か月分まで）、共益費（6か月分まで）、敷金、礼金、仲介手数料	勤務先から住宅手当を受けている場合は、その額を控除します。
引 越 費 用	引越業者や運送業者へ依頼した引越費用（領収書で引越費用であると確認できる場合のみ）	レンタカーを借りて引っ越しを行った費用、不用品の処分費用、電気ガス等のサービス料、ハウスクリーニング費用、知人への謝礼、衣料品等の発送費用等

◆本補助金は、税法上の一時所得に該当します。一時所得の合計額が50万円を超える場合、確定申告が必要になります。詳しくは税務署へお問い合わせください。